

中原消防ボランティア委員会会則

1 名称

名称は『中原消防ボランティア委員会』（以下「委員会」）とします。

2 目的

地震等大規模災害が発生した際、ボランティア精神に則って消防機関が行う消防活動を積極的に支援し協力することにより、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、地震等の災害に因る被害を軽減することを目的とします。

3 活動

地震等の大規模災害発生時に、自発的（委員会及び中原消防署からの参集要請はいたしません。）に災害現場や最寄の消防署（出張所）へ駆けつけ、消防職員等の指示及び助言に従い、次の消防活動に協力します。

- (1) 消火活動の協力（消火ホースの延長・撤収作業等）
- (2) 救助活動の協力（人命の救出救助作業等）
- (3) 救急活動の協力（負傷者の搬送、応急手当等）
- (4) 情報収集活動の協力（災害情報の収集等）
- (5) その他各種消防活動等の協力

4 委員会の事業等

- (1) 委員会のボランティア活動を円滑に推進するため、委員会は次の事業を行います。

- ア 入会者の登録等に関する事。
- イ 委員長、副委員長等役員を選出に関する事。
- ウ 予算決算等に関する事。
- エ 消防ボランティア活動に必要な訓練や講習会等に関する事。
- オ 消防ボランティアリーダーの養成に関する事。
- カ その他必要と認める事業等に関する事。

- (2) 委員会の活動を円滑に推進するため、委員会に地区を設けます。
地区の区域は、別紙に定める区域とします。

5 委員会の会員

委員会の会員は、委員会に入会手続を行い、会員証を交付された者とします。

6 委員会の役員等

- (1) 委員会に次の役員を置きます。
 - ア 委員長 1名
 - イ 副委員長 5名

- ウ 理事 15名
- エ 監事 2名
- オ 会計 1名

(2) 委員会の役員等の選出

委員長、副委員長は、役員会において互選し、総会で承認を受け選出します。

理事は地区の委員から推薦された委員で委員長が委嘱します。

監事及び会計は委員の中から委員長が指名し、役員会の承認を受けます。

(3) 委員会の役員の役割

ア 委員長は、委員会を代表して会務を統括し委員会を運営します。

イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行します。

ウ 委員会理事の役割

理事は、役員会及び総会に出席して議案を審議し、会員相互の連絡・調整を図り、業務の効果的な推進に協力します。

エ 監事は、委員会の会計を監査します。

オ 会計は、委員会の経理を行います。

(4) 役員任期

役員任期は3年とします。ただし、再任を妨げません。また、補欠の役員任期は、前役員残任期間とします。

(5) 顧問及び相談役

ア 委員会に顧問及び相談役を置くことができます。

イ 顧問及び相談役は、役員会の承認を得て委員長が委嘱します。

ウ 顧問は、地域防災に関する有職者、相談役は中原消防署長の職にある者をもって充てます。

エ 顧問及び相談役は、会議に出席し、委員長の諮問に応じて意見を述べるすることができます。

7 委員会への入会等の手続

(1) 入会資格

中原消防署管内に在住、在勤、若しくは在学している18歳以上の健康な方又は中原消防団、中原地区婦人消防隊の経験者等で、地震等の大規模災害が発生した際、消防機関が行う消防活動に協力いただける方とします。

(2) 入会者

様式1『中原消防ボランティア入会申込書』に必要事項を記入し、写真1枚（会員証に貼る写真で、大きさは縦3.0横2.5センチメートル）を添付して提出してください。

(3) 入会金及び会費
無料（ただし、装備品として負担していただくことがあります。）

(4) 会員証
入会者には様式2の会員証を貸与します。

(5) 会員登録
入会者は『委員会』の会員として登録されます。

(6) 退会
様式3『中原消防ボランティア委員会』退会届により随時、退会することができます。

なお、ボランティア活動の各種のご案内に対して、継続し2年間、回答等がない会員は退会とみなし、以降は、ご案内は差し上げません。

8 委員会の会議等

会議は、役員会と総会の2種類とし、必要なときに委員長が召集します。また、会議の議長は、委員長がこれにあたります。

9 委員会の議事の決定

(1) 会議に付される議事の決定は、出席者の過半数により決定するものとし、可否同数のときには、議長がこれを決めます。

(2) その他当会に関する事項で、規定していない必要事項は、すべて役員会の議決により決定します。

10 経費

(1) 委員会の諸経費は、協賛金をもって運営する。

(2) 協賛金については、次のとおりとする。

ア 法人会員は、1口 5,000円

イ 個人会員は、1口 3,000円

11 会計年度

当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わります。

12 会員の補償等

(1) 会員がボランティア活動中に死傷等した場合には、「川崎市市民活動（ボランティア活動）保険制度」（平成8年12月1日創設）による補償対象となります。

(2) 活動中に負傷した場合、又は第三者に損害を与えた場合には、速やかに最寄の消防職員等に報告してください。

(3) 活動に伴う報酬及び交通費等の支給は一切ありません。

13 会員の活動に関する留意事項

(1) 参集するときは、災害活動に適した服装でヘルメットを着装し、必ず会員証を携帯し、活動現場では、危害防止に十分配慮してください。

(2) 活動終了後は、最寄の消防職員等に会員番号と氏名を報告してください。

14 事務局

委員会の事務局は中原消防署警防課警防係に設置します。

15 その他

(1) 会員は委員会等が開催する講習会や訓練等には、積極的に参加して消防支援活動技術の習得に努めてください。

(2) 「委員会」に関してご不明のことがありましたら、事務局にお問い合わせしてください。

附 則

この会則は、平成11年3月7日から施行します。

この改正会則は、平成12年6月3日から施行します。

この改正会則は、平成13年5月12日から施行します。

この改正会則は、平成15年5月17日から施行します。

この改正会則は、平成25年6月3日から施行します。

中原消防ボランティア委員会
(中原消防署警防課警防係 TEL 411-0119)